

堺市公報 号外第22号	令和5年12月25日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課）
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
< 条例 >	
○堺市基金条例の一部を改正する条例 【財政局財政部資金課】	3
○堺市手数料条例及び堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例 【財政局税務部税制課】	4
○堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 【市民人権局市民生活部市民協働課】	5
○堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	6
○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】	7
○堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例 【建設局土木部路政課】	11
○堺市火災予防条例の一部を改正する条例 【消防局予防部予防査察課】	17

本号で公布された条例のあらまし

- 堺市基金条例の一部を改正する条例（令和5年条例第37号）
新たな基金として堺市企業版ふるさと納税基金を設置するもの
- 堺市手数料条例及び堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例（令和5年条例第38号）
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う所要の改正を行うもの
- 堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和5年条例第39号）

特定非営利活動促進法に基づく手続のうち、電子情報処理組織等を使用する方法により行うことができるものの対象を拡大することとし、その手続等について定めるもの

○堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例（令和5年条例第40号）

堺市美原B&G海洋センターの附属施設である第2プールを廃止するもの

○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和5年条例第41号）

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産する予定等の被保険者に係る保険料の減額及び出産の予定日等に係る世帯主の届出について定めるもの

○堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第42号）

地価の変動等に鑑み、本市における道路及び河川に係る占用料、法定外公共物に係る使用料並びに公園に係る使用料又は占用料の額の改定等を行うもの

○堺市火災予防条例の一部を改正する条例（令和5年条例第43号）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、変電設備、蓄電池設備及び厨房設備について、火災予防上必要な措置等の見直しを行うもの

条 例

堺市基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第37号

堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表堺市減債基金の項の次に次のように加える。

堺市企業版ふるさと納税基金	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の資金に充てるため
---------------	--

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

堺市手数料条例及び堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第38号

堺市手数料条例及び堺市市税事務所設置条例の
一部を改正する条例

(堺市手数料条例の一部改正)

第1条 堺市手数料条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「又は府民税」を「若しくは府民税又は森林環境税」に改める。

(堺市市税事務所設置条例の一部改正)

第2条 堺市市税事務所設置条例(平成18年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び個人の府民税」を「(個人の府民税及び森林環境税を含む。)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第39号

堺市特定非営利活動促進法施行条例の
一部を改正する条例

堺市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（電子情報処理組織等による手続等）

第18条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「読替え後の情報通信技術活用法」という。）第6条から第8条までの規定により行わせ、又は行う手続等については、次項に定めるもののほか、規則で定めるところによらなければならない。

2 読替え後の情報通信技術活用法第6条第6項に規定する条例で定める場合は、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合とする。この場合において、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日以後速やかにしなければならない。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第40号

堺市美原B&G海洋センター条例の
一部を改正する条例

堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

第1プール	堺市美原区小平尾
第2プール	堺市美原区北余部

」

を

第1プール	堺市美原区小平尾
-------	----------

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第41号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中「又は第15条の4」を「、第15条の4又は第15条の5」に、「場合」を「ものとした場合」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第10条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第11条の5の2中「又は第15条の4第2項若しくは第4項」を「、第15条の4第2項若しくは第4項又は第15条の5第3項若しくは第7項」に、「こととした」を「ものとした」に、「になる」を「となる」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第11条の6中「第15条の2第4項」の次に「又は第15条の5第4項若しくは第8項」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第15条の2第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の4第1項中「当該被保険者」を「当該未就学児」に、「保険料額」を「保険料率」に改め、同条第2項中「同項中」の次に「「第3項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する第3項」と、」を加え、同条第3項第1号中「保険料額」を「保険料率」に、「切り上げ」を「切上げ」に改め、同項第2号中「切り上げ」を「切上げ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第15条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に定める場合にあつては、出産の日。第25条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項各号に掲げる額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「(第5項)とあるのは「(第7項において読み替えて準用する第5項)」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「(第5項)とあるのは「(第8項において読み替えて準用する第5項)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とある

のは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第15条の2の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第15条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 前項各号に掲げる額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

第25条を次のように改める。

(出産被保険者に関する届出)

第25条 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所及び生年月日
- (2) 出産被保険者の氏名、住所及び生年月日
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第15条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

堺市長 永藤英機

堺市条例第42号

堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(堺市道路占用料条例の一部改正)

第1条 堺市道路占用料条例（昭和28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,600円
	第2種電柱		2,400円
	第3種電柱		3,200円
	第1種電話柱		1,400円
	第2種電話柱		2,200円
	第3種電話柱		3,100円
	その他柱類		140円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	14円
	地下に設ける電線その他の線類		8円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,400円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	830円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,800円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,200円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,900円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円	
法第32条 第1項第2 のもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	58円

号に掲げる 物件	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの			83円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの			130円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			170円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			250円
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			330円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			580円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			830円
	外径が1メートル以上のもの			1,700円
	その他のもの		占用面積1平方メートル につき1年	830円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル につき1年	2,800円
法第32条第 1項第5号に 掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの		Aに0.007を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,900円
	地下に設ける通路			1,200円
	その他のもの			2,800円
法第32条第 1項第6号に 掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル につき1日	39円
	その他のもの		占用面積1平方メートル につき1月	390円
道路法施行令 (昭和27年 政令第479 号。以下「令 という。)第7 条第1号に掲 げる物件	看板(アー チであるも のを除く。)	一時的に設け るもの	表示面積1平方メートル につき1月	390円
		その他のもの	表示面積1平方メートル につき1年	3,900円
	標識		1本につき1年	2,200円
	旗ざお	祭礼、縁日等	1本につき1日	39円

		に際し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	390円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	39円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	390円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,900円
		その他のもの		1,900円
令第7条第2号に掲げる発電設備			占有面積1平方メートルにつき1年	2,800円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	390円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				280円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.01を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる	建築物		Aに0.022を乗じて得た額	

施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに0.007を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

(堺市準用河川占用料条例の一部改正)

第2条 堺市準用河川占用料条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	〃	120円
-----------------------------	---	------

を

」

「

外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	〃	130円
-----------------------------	---	------

に

」

改める。

(堺市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 堺市法定外公共物管理条例(平成16年条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表中「120円」を「130円」に、「370円」を「390円」に改める。

(堺市公園条例の一部改正)

第4条 堺市公園条例(昭和35年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第24条の3第1号中「に定める」を「で定める」に改め、同条第2号中「の定める」を「で定める」に改める。

別表第1中「990円」を「1,000円」に改める。

別表第2中「1,500円」を「1,600円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「120円」を「130円」に、

「

占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円
------------------	--------

」を「

占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円
------------------	--------

」に、

「

占有面積1平方メートルにつき1年	2,400円
	1,100円
	1,600円

」を「

占有面積1平方メートルにつき1年	2,500円
	1,200円
	1,600円

」に、

「1,800円」を「1,900円」に、「600円」を「630円」に、「400円」を「410円」に、「7,700円」を「7,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の堺市道路占用料条例(以下「新条例」という。)及び第2条の規定による改正後の堺市準用河川占用料条例の別表の規定は、施行日以後の占有期間に係る占有料について適用し、施行日前の占有期間に係る占有料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に占有が始まり、施行日以後も引き続き占有している物件で、その占有期間が1年以内のものに係る占有料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の堺市法定外公共物管理条例の別表の規定は、施行日以後の使用期間に係る使用料について適用し、施行日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行日前に使用が始まり、施行日以後も引き続き使用している物件で、その使用期間が1年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 6 第4条の規定による改正後の堺市公園条例の別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用許可又は占有許可の期間（以下「使用許可等期間」という。）に係る使用料又は占有料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前の使用許可等期間に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定にかかわらず、施行日前に使用又は占有が始まり、施行日以後も引き続き使用し、又は占有している物件で、その使用許可等期間が1年以内のものに係る使用料等については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 8 この条例の施行の際、現に道路占有者である電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第3項に規定するガス小売事業者を除く。）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける占有物件に係る令和6年度以降の各年度の占有料の額は、占有料の支払業務を行っている事業所ごとに算出した占有料の額が前年度の占有料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占有料額」という。）を超える場合には、新条例の別表の規定にかかわらず、当該調整占有料額とする。
- 9 この条例の施行の際、現に道路占有者である者（前項に掲げる者を除く。）の占有物件に係る令和6年度以降の各年度の占有料の額は、占有物件ごとに算出した占有料の額が調整占有料額を超える場合には、新条例の別表の規定にかかわらず、当該調整占有料額とする。

堺市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第43号

堺市火災予防条例の一部を改正する条例

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第4号中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第18条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第20条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台土に設けなければならない。

第20条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第20条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第18条の2第1項第4号」に改める。

第83条中「前3条まで」を「前3条」に改める。

第85条第14号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第1中

「

上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200
-------------	----------------	---	-----	-----	-----	-----

を

」

「

固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
		上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の堺市火災予防条例（以下「新条例」という。）第20条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）

（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第18条第1項第4号（新条例第13条第1項及び第3項、第18条第3項、第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第20条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第20条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。